

社団法人 東京倶楽部 定款

第 壹 章 名 称

第 壹 条 本倶楽部ハ社団法人東京倶楽部ト称ス

第 貳 章 目 的

第 貳 条 本倶楽部ハ国際親善ヲ増進シ併セテ会員相互ノ親睦ヲ厚クシ知識ノ交換ヲ図ルコトヲ目的トス

第 参 章 事 業

- 第 参 条 本倶楽部ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ
- 一、国際関係諸問題ノ研究ノ補助並ニ諸国際的会合等ノ助成ヲナスコト
 - 二、講演会等ヲ開キ有益ナル学説又ハ意見ヲ聴取スルコト
 - 三、諸外国ノ同種ノ倶楽部ト提携シ人的交流ヲ図ルコト
 - 四、内外ノ図書雑誌類ヲ蒐集シ縦覧ニ供スルコト
 - 五、会館及其設備ノ維持経営
 - 六、其他・条ノ目的ヲ達成スルタメ必要ナル事業

第 四 章 事 務 所

第 四 条 本倶楽部ハ事務所ヲ東京都港区六本木一丁目九番十四号ニ置ク

第 五 章 会 員 及 会 費

第 五 条 本倶楽部ノ会員ハ左ノ式種トス

- 一、名誉会員 理事会ノ推薦シタル者
- 二、普通会员 参年以上継続シテ会員タル者式名以上ノ紹介ニ依リ申込ヲ為シ所定ノ詮衡手續ヲ経タル者

第 六 条 本倶楽部ノ名誉会員ハ入会金及会費ヲ納ムルコトヲ要セス

第 七 条 本倶楽部ノ普通会员ハ所定ノ入会金及会費ヲ納ムルコトヲ要ス

満八十才ヲ超エ且ツ会員歴二十五年以上ノ会員ノ会費ハ理事会ノ決議アルトキハコレヲ免除スルコトヲ得

第 八 条 入会金及会費ハ納付後如何ナル事由アルモ之ヲ返還セス

第 九 条 会員ハ左ノ事由ニ依リ其資格ヲ喪失ス

- 一、会員ハ理事長ニ届出ヲナスコトニヨリ退会スルコトヲ得、但シ本倶楽部ニ対スル義務ハ完全ニ履行スルコトヲ要ス
- 二、左ノ場合ニハ当倶楽部ハ理事会ノ出席理事ノ参分ノ式以上ノ同意ヲ経テ当該会員

- ヲ除名スルコトヲ得
- (イ) 会員ガ入会金、会費其他倶楽部ニ対スル支払勘定ヲ三回以上催告ヲ受ケ、
ナホ弁済セザルトキ、又ハ
- (ロ) 会員ガ倶楽部ノ名誉ヲ著シク害スル行為ヲナシタルトキ

第六章 役員

- 第 拾 条 本倶楽部ニ左ノ役員ヲ置ク
- 理 事 六名以上拾五名以内
(四役タル理事長、副理事長、常務理事、財務理事、各壹名ヲ含ム)
- 監 事 壹名以上参名以内

第 拾 壹 条

- 一、理事及監事ハ会員歴7年以上ノ会員中ヨリ特別詮衡委員之ヲ詮衡シテ会員総会ニ推薦シ、総会ガ任命ス、理事及監事ノ任期ハ貳ケ年トス、但シ年度ノ中途ニ於テ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
- 二、前項ノ特別詮衡委員ハ参名以上トシ、毎年初メ、会員歴二十年以上ノ会員ニシテ現ニ理事及監事ニアラザル者ノ中カラ理事長之ヲ指名ス

第 拾 貳 条 理事ハ理事会ヲ組織シ会務ヲ処理ス

第 拾 参 条

- 一、理事長、副理事長、常務理事及財務理事ハ理事会ノ推薦ニ依リ会員総会ニ於テ理事ノ中ヨリ之ヲ選任ス、理事長、副理事長、常務理事及財務理事ノ任期ハ貳ケ年トス、但シ年度ノ中途ニ於テ選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
- 二、理事長ハ会務ヲ統理スルトトモニ会員総会及理事会ヲ招集シソノ議長トナル、但シ理事長事故アル場合ハ其都度出席理事ノ中ヨリ議長ヲ選任ス、理事長ハ外部ニ対シ本倶楽部ヲ代表シテ一切ノ法律行為ヲ為スノ権限ヲ有ス
- 三、副理事長ハ理事長ヲ補佐シ会務ヲ処理スルトトモニ理事長事故アル場合ハソノ職務ヲ代理ス
- 四、常務理事ハ理事長及副理事長ヲ補佐シ会務ヲ処理スルトトモニ提携クラブ関係ノ業務、会員ヨリノ苦情等ヲ処理ス、会員総会及理事会ノ議事録ハソレゾレ総会及理事会ニヨリ確認サレ次第文書責任者タル、常務理事ガコレニ署名保管スルモノトス
- 五、財務理事ハ理事長及副理事長ヲ補佐シ会務ヲ処理スルトトモニ会計責任者トシテ毎年拾貳月参拾壹日現在ニテ本倶楽部ノ収支ヲ締切り貸借対照表及損益計算書等ヲ作成シ監事ガコレヲ検査シ署名スルモノトス

第 拾 四 条 監事ハ倶楽部ノ会計及会務ノ執行ヲ監査シ総会及理事会ニ出席シテ

意見ヲ述ブルコトヲ得、監事ハ他ノ役員ヲ兼ネルコトヲ得ズ

第 拾 五 条 役員ハ重任ヲ妨ケス、役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任・職務ヲ行フモノトス

第七章 総 会

定時会員総会ハ毎年弐月之ヲ開ク

理事会ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時総会ヲ開クコトヲ得、又弐拾名以上ノ会員ヨリ会議ノ目的及理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ請求ヲ為シタルトキハ臨時総会ヲ招集スルコトヲ要ス

第 拾 七 条 会員総会ノ招集ハ少クトモ拾日以前ニ其ノ招集ノ目的、日時及開会ノ場所ヲ記載シタル書面ヲ以テスルモノトス

第 拾 八 条 会員総会ニ出席スルコト能ハサル会員ハ他ノ会員ニ委任シテ表決権ヲ行使スルコトヲ得、名誉会員ハ総会ニ於テ表決権ヲ有セス

第 拾 九 条 会員総会ノ決議ハ表決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第八章 理 事 会

第 弐 拾 条 理事会ハ本定款ニ記載シタル事項及事業計画、予算、決算等総会ニ付議スベキ事項、並ニ其他重要ナル事項ヲ決議ス、理事会ハ必要ニ応シ隨時理事長之ヲ招集シ出席者ノ過半数ヲ以テ決議ヲ為ス、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第九章 資 産 及 会 計

第 弐 拾 壹 条 本倶楽部ノ資産ハ左ノ各号ヨリ成ル

- 一、 本倶楽部ノ所有ニ属スル別紙財産目録記載ノ財産
- 二、 会員ヨリノ収入並ニ寄附金品
- 三、 本倶楽部ノ事業又ハ資産ヨリ生スル収入
- 四、 其他ノ収入

第 弐 拾 貳 条 本倶楽部ノ資産ハ理事長之ヲ管理ス

第 弐 拾 参 条 本倶楽部ノ経費ハ資産ヨリ生スル利子入会金会費其他ノ収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

第 弐 拾 四 条 本倶楽部ノ会計年度ハ毎年壱月壱日ニ始リ拾弐月参拾壱日ニ終ル

第 弐 拾 五 条 本倶楽部ノ決算ハ定時会員総会ニ報告シ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第 拾 章 定 款 ノ 変 更 並 ニ 解 散

第 弐 拾 六 条 本定款ハ会員総会ニ於テ表決権ノ参分ノ弐以上ノ同意ヲ得サレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス

第 弐 拾 七 条 本倶楽部ハ会員総会ニ於ケル表決権ノ参分ノ弐以上ノ同意ヲ得サレハ之ヲ解散スルコトヲ得ス

解散ノ場合ニ於ケル残余財産ハ会員総会ノ決議ニ依リ之ヲ処分スルモノトス

第拾壹章 附 則

第貳拾八条 本定款ニ関スル細則ハ理事会ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

附 則 (平成拾壹年ノ定款変更ニトモナフ経過措置)

第貳拾九条 平成拾壹年ノ定時会員総会ニ於テ第拾条ニ基ク次期理事又ハ次期監事ニ任命サレタル者ハ主務官庁ノ認可ヲ得テ本定款変更ノ効力ガ発生シタル際、改メテ総会ノ承認ヲ経ルコトナクソレゾレ理事又ハ監事ニ就任シタルモノト看做ス

第参拾条 前条ノ理事及監事ノ任期ハ第拾壹条第一項ノ規定ニ拘ハラズ平成拾参年ノ定時会員総会・トス

第参拾壹条 平成拾壹年ノ定時会員総会ニ於テ第拾条ニ基ク次期四役ニ選任サレタル者ハ主務官庁ノ認可ヲ得テ本定款変更ノ効力ガ発生シタル際改メテ総会ノ承認ヲ経ルコトナク四役ニ就任シタルモノト看做ス

第参拾貳条 前条ノ四役ノ任期ハ第拾参条第一項ノ規定ニ拘ハラズ平成拾参年ノ定時会員総会・トス

第参拾参条 本定款変更ノ効力ガ発生シタル際ニ、定款ノ変更ニトモナフ倶楽部細則乃至規則ニ関スル所要ノ改正ガ未ダ行ワレテナイ場合ニハ、ソノ改正マデノ間、同細則乃至規則ノ中ノ「総務委員会」ハ改正定款ガ規定スル「理事会」ト看做ス